

学位審査実施要項

I．修士

II．課程博士

III．論文博士

付 1．中間報告会

付 2．公聴会（最終試験）

大阪公立大学大学院
リハビリテーション学研究科

2022 年 4 月 1 日

INDEX

I . 修士-----	1
1. 学位授与申請	
1-1.申請資格 1-2.申請手続 1-3.申請期限	
2. 学位授与の審査	
2-1.学位審査委員会の設置 2-2.学位審査委員会の任務 2-3.審査期限	
3. 学位授与の審議	
II . 課程博士-----	3
1. 学位授与申請	
1-1.申請資格 1-2.申請手続 1-3.申請期限	
2. 学位授与の審査	
2-1.学位審査委員会の設置 2-2.学位審査委員会の任務 2-3.審査期限	
3. 学位授与の審議	
4. 学位論文内容の公表	
III . 論文博士-----	7
1. 学位授与申請	
1-1.申請資格 1-2.申請手続 1-3.審査料 1-4.申請期限	
2. 学位授与の審査	
2-1.学位審査委員会の設置及び学力確認担当委員の決定	
2-2.学位審査委員会の任務	
2-3.学力確認担当委員の任務	
2-4.審査期限	
3. 学位授与の審議	
4. 学位論文内容の公表	
(付. 中間報告会, 公聴会) -----	10

註1) 本文書において特に指定がない場合は以下のように略記します。

リハビリテーション学研究科 → 研究科

リハビリテーション学研究科長 → 研究科長

リハビリテーション学研究科教授会 → 教授会

リハビリテーション学研究科教務担当(事務部門) → 教務担当

註2) 本文書に記載の金額, 料金については変更されることがあります。

I. 修士（学位規程第4条第1項）

1. 学位授与申請

1-1. 申請資格

修士の学位授与を申請することができる者の資格は、以下のとおりとする。

資格1

博士前期課程に在学中で、学位論文の審査の終了までに在学期間が2年以上経過し、所要の授業科目について所定の単位を修得する見込みのある者。

資格2

博士前期課程に在学中で、学位論文の審査の終了までに在学期間が1年以上経過し、優れた研究業績をあげ、所要の授業科目について所定の単位を修得する見込みで、教授会において特例として在学期間の短縮が認められた者。

資格3

博士前期課程に在学中の5年一貫プログラム利用者であり、在学期間が1年経過するまでに、査読のある学術雑誌*に筆頭著者として論文1編以上が掲載されるなどの優れた研究業績をあげ、所要の授業科目について所定の単位を修得する見込みのある者。

査読のある学術雑誌*：Impact Factorを有する雑誌，Medline 収載雑誌，日本学術会議協力学術研究団体が刊行する学術雑誌，全国的な学術研究団体が刊行する学術雑誌

1-2. 申請手続

申請者は指導教員及び審査委員候補者の承認を得て、次の書類を教務担当を経て研究科長に提出する。

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 学位授与申請書（様式6） | 1 通 |
| ② 学位論文 | 1 通および電子データ（PDF） |
| ③ 論文内容要旨（様式7） | 1 通および電子データ（Word） |
| ④ 履歴書（様式8-1） | 1 通および電子データ（PDF） |
| ⑤ 参考論文の別刷りまたはコピー | 各1 通および電子データ（PDF） |

注）②学位論文は両面印刷，ホチキスあるいはクリップ止めすること。

注）②～⑤の電子データは教務担当宛にメール添付で提出する（⑤はある場合のみ提出）。

1-3. 申請期限

申請期限は、修了を希望する時期により以下のとおりとする。但し、学事歴によって数日前後することがあり、その場合は十分な時間的余裕を持って周知する。

- 1) 3月に修了を希望する場合
学位授与申請書類一式：1月20日
- 2) 9月に修了を希望する場合
学位授与申請書類一式：7月20日

2. 学位授与の審査

2-1. 学位審査委員会の設置

研究科長は学位授与の申請を受理したとき、教授会において、次のとおり学位審査委員会を設置する。

- 1) 申請者の指導教員は、学位授与の申請と同時に論文審査委員候補申請書を（様式13）を研究科長に提出する。
- 2) 研究科長は、教授会の開催以前に論文内容要旨、履歴書、論文審査委員候補申請書を教授会構成員全員に配布する。

- 3) 教授会は、前記配布書類に基づき研究科の教授3名を論文審査委員として選任する。なお、教授会において特に認めるときは、研究科教員の中から1名に限り准教授または講師を審査委員に充てることができる。
- 4) 教授会において必要があると認めるときは、3)に定める審査委員のほかに、次の各号に掲げる者を加えることができる。
 - (1) 当研究科の准教授及び講師
 - (2) 他の研究科の教授
 - (3) 他の大学院の教授
 - (4) 研究所等の教員等
- 5) 審査委員会の主査は、教授会で審議の上、当研究科から選出された審査委員のうちから決定する。

2-2. 学位審査委員会の任務

学位審査委員会の主たる任務は次のとおりとする。

- 1) 審査委員会は個別審査および公聴会により審査を行う。
 - (1) 個別審査（学位論文審査）

論文内容について面接により説明を求めることとし、必要があるときは、申請者に資料を提出させることができる。
 - (2) 公聴会（最終試験）

原則として当研究科教員全員の出席のもとで開催し、申請者は学位論文を中心に関連ある内容について、口述発表と質疑応答により審査を受ける。
公聴会に審査委員が欠席の場合、出席した審査委員が評価する。
- 2) 公聴会終了後、主査、副査及び全教授からなる研究科教員会議において、発表内容について意見交換を行う。
- 3) 主査は審査委員の意見をとりまとめ、論文審査及び最終試験結果報告書（様式14）を作成し、研究科長に報告する。なお、論文審査及び最終試験結果報告書は紙媒体での提出とともに、電子データを教務担当宛にメール添付で提出する。

2-3. 審査期限

審査期限は、3月に修了を希望する者の審査は3月修了判定教授会の10日前まで、9月に修了を希望する者については9月修了判定教授会の10日前までを目処とする。

3. 学位授与の審議

学位授与の審議は、教授会において次の方法により行う。

- 1) 研究科長は、教授会の開催以前に論文内容要旨、履歴書、論文審査及び最終試験結果報告書を教授会構成員全員に配布する。
- 2) 学位授与の審議は、教授会構成員の2/3以上の出席を必要とし、教授以外の主査も出席の上、次の手順により行う。
 - (1) 学位論文の要旨、学位論文審査結果の要旨、最終試験結果の要旨及び審査委員会の所見について、事前に配付された論文審査及び最終試験結果報告書に基づき審議を行う。
 - (2) 学位授与の可否を教授会構成員の記名投票により議決する。
 - (3) 学位を授与することの議決は、教授である出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

Ⅱ．課程博士（学位規程第3条第2項）

1．学位授与申請

1-1. 申請資格

博士の学位授与を申請することができる者は、以下の資格要件のいずれかを満たし、かつ、提出要件を満たしているものとする。

1) 資格要件

資格 1

博士後期課程に在学中で、学位論文の審査の終了までに在学期間が3年以上経過し、所要の授業科目について所定の単位を修得する見込みのある者。

資格 2

博士前期課程を修了し、博士後期課程に在学中で、学位論文の審査の終了までに在学期間が2年以上経過し、優れた研究業績をあげ、所要の授業科目について所定の単位を修得する見込みであり、教授会において特例として学位授与の申請が認められた者。

資格 3

博士後期課程に3年以上（長期履修者においては4年以上）在学し、所定の単位を修得して退学した者のうち、退学後1年以内に学位論文の審査が終了する見込みであり、教授会において学位論文の提出が認められた者。

2) 提出要件

博士論文審査を申請しようとする論文が「国際論文又はそれに準じる論文」として学術雑誌に掲載またはアクセプトされていること。当該論文の別刷をもって学位論文とする。掲載雑誌および学位論文の要件は別に定める。

1-2. 申請手続

1) 仮申請

- (1) 3月に修了を希望する場合は11月、9月に修了を希望する場合は5月の研究科が定める期日までに学位論文審査仮申請書（様式12）を、指導教員を通じて研究科長に提出する。
- (2) 研究科長は仮申請を受理したとき、学生名、論文題目及び審査委員候補者を教授会において報告する。
- (3) 仮申請時から審査委員候補者による学位論文の確認を開始する。

2) 申請書類

申請者は指導教員及び審査委員候補者の承認を得て、次の書類等を研究科長に提出する。

- | | |
|---|-------------------|
| ① 学位授与申請書（様式6） | 1 通 |
| ② 学位論文 | 3 通および電子データ（PDF） |
| ③ 学位論文要旨（様式7） | 1 通および電子データ（Word） |
| ④ 履歴書（様式8-2） | 1 通および電子データ（PDF） |
| ⑤ 論文目録（様式9） | 1 通および電子データ（Word） |
| ⑥ 学位論文の公表の取扱要領に定める「大阪公立大学学術情報リポジトリ ^{*1} への博士学位論文登録申請書」 | 1 通 |
| ⑦ 同要領に定める「学位論文全文に代えて要約を公表することの申立書」 | 1 通 |

注) ②学位論文は両面印刷し、ホチキスあるいはクリップ止めとする。

注) ②～⑤の電子データはパスワードを設定し、教務担当宛にメール添付で提出する。

注) ⑦は学位論文全文を学術情報リポジトリへの登録が不可の場合のみ提出する。

^{*1} 大阪公立大学が提供するリポジトリ（<https://omu.repo.nii.ac.jp/>）。
名称およびURLは変更されることがあります。以下同じ。

1-3. 申請期限

申請期限は、修了を希望する時期により以下のとおりとする。但し、学事歴によって数日前後することがあり、その場合は十分な時間的余裕を持って周知する。

- 1) 3月に修了を希望する場合
学位論文審査仮申請書：11月10日
学位授与申請書類一式：1月20日
- 2) 9月に修了を希望する場合
学位論文審査仮申請書：5月10日
学位授与申請書類一式：7月20日

2. 学位授与の審査

2-1. 学位審査委員会の設置

研究科長は学位授与の申請を受理したとき、教授会において、次のとおり学位論文審査委員会を設置する。

- 1) 申請者の指導教員は、学位授与の申請と同時に論文審査委員候補申請書を（様式13）を研究科長に提出する。
- 2) 研究科長は、教授会の開催以前に論文内容要旨、履歴書、論文審査委員候補申請書を教授会構成員全員に配布する。
- 3) 教授会は、前記配布書類に基づき研究科の教授3名を論文審査委員として選任する。なお、教授会において特に認めるときは、研究科教員の中から1名に限り准教授を審査委員に充てることができる。
- 4) 教授会において必要があると認めるときは、3)に定める審査委員のほかに、次の各号に掲げる者を加えることができる。
 - (1) 当研究科の准教授及び講師
 - (2) 他の研究科の教授
 - (3) 他の大学院の教授
 - (4) 研究所等の教員等
- 5) 審査委員会の主査は、当研究科から選出された審査委員のうちから決定する。

2-2. 学位審査委員会の任務

学位論文審査委員会の主たる任務は次のとおりとする。

- 1) 審査委員会は個別審査および公聴会により審査を行う。
 - (1) 個別審査（学位論文審査）
論文内容について面接により説明を求めることとし、必要があるときは、申請者に資料を提出させることができる。
 - (2) 公聴会（最終試験）
原則として当研究科教員全員の出席のもとで開催し、申請者は学位論文を中心に関連ある内容について、口述発表と質疑応答により審査を受ける。
公聴会に審査委員が欠席の場合、出席した審査委員が評価する。
- 2) 公聴会終了後、主査、副査及び全教授からなる研究科教員会議において、発表内容について意見交換を行う。
- 3) 主査は審査委員の意見を取りまとめ、論文審査及び最終試験結果報告書（様式14）を作成し、研究科長に報告する。なお、論文審査及び最終試験結果報告書は紙媒体での提出とともに、電子データを教務担当宛にメール添付で提出する。

2-3. 審査期限

審査期限は、3月に修了を希望する者の審査は3月修了判定教授会の10日前まで、9月に修

了を希望する者については 9 月修了判定教授会の 10 日前までを目処とする。

3. 学位授与の審議

学位授与の審議は、教授会において次の方法により行う。

- 1) 研究科長は、教授会の開催以前に論文内容要旨、履歴書、論文審査及び最終試験結果報告書を教授会構成員全員に配布する。
- 2) 学位授与の審議は、教授会構成員の 2 / 3 以上の出席を必要とし、教授以外の主査も出席の上、次の手順により行う。
 - (1) 学位論文の要旨、学位論文審査結果の要旨、最終試験結果の要旨及び審査委員会の所見について、事前に配付された論文審査及び最終試験結果報告書に基づき審議を行う。
 - (2) 学位授与の可否を教授会構成員の記名投票により議決する。
 - (3) 学位を授与することの議決は、教授である出席者の 2 / 3 以上の賛成を必要とする。

4. 学位論文内容の公表

学位論文審査に合格した博士論文は、学位論文の公表に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき、原則として学術情報リポジトリ*1に公表するものとする。

ただし、取扱要領第 7 条に定める学位論文を公表しないやむを得ない事由があるときは取扱要領第 4 条に定める手続きを速やかに行わなければならない。

（「[学位\(博士\)を取得される方へ](#)」を参照*2）

1) 電子ファイル等の提出

取扱要領第 3 条の規定に基づき、学位論文全文を電子ファイルにして、「大阪公立大学学術情報リポジトリ*1への博士学位論文登録申請書」（以下「登録申請書」という。）とともに提出する。

2) 電子ファイルの規格等

- (1) 電子ファイルは、PDF化してCD-Rの記録媒体に格納すること。
- (2) CD-Rの容器及び本体に、学位論文の件名及び全文・要約の区分、学籍番号、氏名並びに修了年月を明記すること。
- (3) PDF化したCD-Rのファイルを確認し、文字化け、ページ設定の異常などがないかを確認しておくこと。

3) 提出時期等

- (1) CD-Rは 1 部提出すること。（学術情報リポジトリ*1）
- (2) 原則、学位記授与式以前の決められた期日までに学生グループへ提出する。

4) 公表しない場合の手続

- (1) 取扱要領第 4 条の規定に基づき申し出を行い、公表しないことが認められた場合は、学位論文全文（冊子）3 部と学位論文の要約（論文内容要旨も可）及び全文の電子データを提出すること。なお「公表しないやむを得ない事由」は以下のとおりとする。
 - ① インターネット公表ができない内容を含む場合
 - ・ 当該論文に立体形状による表現を含む場合
 - ・ 著作権や個人情報に係る制約がある場合
 - ・ 共同研究者等が非公表と定めている事項を含む場合
 - ② インターネット公表により明らかな不利益が発生する場合
 - ・ 出版刊行している、もしくは予定されている場合

*2 <https://www.omu.ac.jp/research/promotion/doctor/>

URL は変更されることがあります。大学 HP で確認してください。以下同じ。

- ・ 学術雑誌に掲載されている，もしくは予定されている場合
- ・ 特許の申請がある，もしくは予定されている場合

③ その他

- ・ 当研究科が特に「公表しないやむを得ない事由」があると認めた場合
- (2) 学位論文全文(冊子)の製本は，黒色系のカバーを用い，表紙には論文題目，英文タイトル，研究科名，年月及び名前を金文字で印刷すること（文字の配置・大きさなどは，学位論文作成要領に準じて作成すること）。
 - (3) 背表紙には，論文題目及び名前を金文字で印刷すること。
 - (4) 学位論文全文(冊子と電子データ)は，学位記授与式までの決められた期日までに学生グループへ提出すること。
 - (5) やむを得ない事由が解消したときは，学位論文全文を速やかにリポジトリで公表することとする。なお，要約公表期間の目安を超過した者について，毎年同一の時期に確認メールを送付し，個別確認作業を行う。5年目以降は本人または指導教員から返信が無い場合は，自動的に預かった全文データへの切り替えを進める。

Ⅲ. 論文博士（学位規程第3条第3項）

1. 学位授与申請

1-1. 申請資格

論文博士の学位授与を申請することができる者は、以下の資格要件のいずれかを満たし、かつ、業績要件を満たしているものとする。

1) 資格要件

資格 1

大阪公立大学大学院リハビリテーション学研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学したのち、1年以上が経過した者。

資格 2

大阪府立大学大学院総合リハビリテーション学研究科博士後期課程（臨床支援系領域または生活機能・社会参加支援系領域）に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学したのち、1年以上が経過した者。

2) 提出要件

課程博士に同じ。

1-2. 申請手続

1) 申請は以下の順序の通り行う。

(1) 申請資格の確認

申請者は、論文博士資格審査申請書（様式15）および成績証明書を10月に提出し、教務担当が学位授与申請の提出資格の有無について確認を行う。

(2) 推薦教員の選任

申請者の研究科在籍時の研究指導教員が在籍している場合は、当該教員が推薦教員となる。研究指導教員が離籍している場合は、申請者が推薦教員選任依頼書（様式不問）を教務担当を通じて研究科長に提出する。研究科長は審査委員として相応しい教員を推薦教員として選任する。

(3) 推薦書の作成

推薦教員が博士学位申請に係る推薦書（様式不問）を作成し、申請者に渡す。

(4) 申請書類の提出，博士論文審査手数料の支払い

申請者は「博士学位申請に係る推薦書」および次項の申請書類を教務担当に提出し、所定の博士論文審査手数料を支払う。

(5) 外国語（英語）試験の受験

研究科は外国語（英語）試験により学力を確認する。

(6) 審査委員会の設置（後述）

2) 申請書類

申請者は指導教員及び審査委員候補者の承認を得て、次の書類等を研究科長に提出する。

- | | |
|---|-------------------|
| ① 学位授与申請書（様式 17） | 1 通 |
| ② 学位論文 | 3 通および電子データ（PDF） |
| ③ 学位論文要旨（様式 7） | 1 通および電子データ（Word） |
| ④ 履歴書（様式 8-2） | 1 通および電子データ（PDF） |
| ⑤ 論文目録（様式 9） | 1 通および電子データ（Word） |
| ⑥ 学位論文の公表の取扱要領に定める「大阪公立大学学術情報リポジトリ ^{*1} への博士
学位論文登録申請書」 | 1 通 |
| ⑦ 同要領に定める「学位論文全文に代えて要約を公表することの申立書」 | |

注) ②学位論文は両面印刷し、ホチキスあるいはクリップ止めとする。

注) ②～⑤の電子データはパスワードを設定し、教務担当宛にメール添付で提出する。

注) ⑦は学位論文全文を学術情報リポジトリ*1への登録が不可の場合のみ提出する。

1-3. 審査手数料

57,000 円

1-4. 申請期限

申請期限は以下のとおりとする。但し、学事歴によって数日前後することがあり、その場合は十分な時間的余裕を持って周知する。

申請資格確認依頼書：10 月 31 日

学位授与申請書類一式：1 月 20 日

2. 学位授与の審査

2-1. 学位審査委員会の設置及び学力確認担当委員の決定

研究科長は学位授与の申請を受理したとき、教授会において、次のとおり学位論文審査委員会を設置する。学力確認担当委員は学位論文審査委員の互選により選任する。

- 1) 申請者の推薦教員は、学位授与の申請と同時に論文審査委員候補申請書を（様式 13）を研究科長に提出する。
- 2) 研究科長は、教授会の開催以前に論文内容要旨、履歴書、論文審査委員候補申請書を教授会構成員全員に配布する。
- 3) 教授会は、前記配布書類に基づき研究科の教授 3 名を論文審査委員として選任する。なお、教授会において特に認めるときは、研究指導教員の中から 1 名に限り准教授を審査委員に充てることができる。
- 4) 教授会において必要があると認めるときは、3) に定める審査委員のほかに、次の各号に掲げる者を加えることができる。
 - (1) 当研究科の准教授及び講師
 - (2) 他の研究科の教授
 - (3) 他の大学院の教授
 - (4) 研究所等の教員等
- 5) 審査委員会の主査は、教授会で審議の上、当研究科から選出された教授または准教授のうちから決定する。

2-2. 学位審査委員会の任務

学位論文審査委員会の主たる任務は次のとおりとする。

- 1) 審査委員会は個別審査および公聴会により審査を行う。
 - (1) 個別審査（学位論文審査）

論文内容について面接により説明を求めることとし、必要があるときは、申請者に資料を提出させることができる。
 - (2) 公聴会（最終試験）

原則として当研究科教員全員の出席のもとで開催し、申請者は学位論文を中心に関連ある内容について、口述発表と質疑応答により審査を受ける。

公聴会に審査委員が欠席の場合、出席した審査委員が評価する。
- 2) 公聴会終了後、主査、副査及び全教授からなる研究科教員会議において、発表内容について意見交換を行う。
- 3) 主査は審査委員の意見を取りまとめ、論文審査及び最終試験結果報告書（様式 14）を作成し、研究科長に報告する。なお、論文審査及び最終試験結果報告書は紙媒体での提出

とともに、電子データを教務担当宛にメール添付で提出する。

2-3. 学力確認担当委員の任務

学力確認担当委員は、学位論文の関連分野に関する専門的知識等について、口頭または筆記試験等により学力の確認を行う。

なお、退学後 3 年以内に学位審査を受ける場合には外国語（英語）試験を免除する。

2-3. 審査及び学力確認の期限

審査及び学力確認の期限は、3 月修了判定教授会の 10 日前までを目処とする。

3. 学位授与の審議

「Ⅱ. 課程博士 3. 学位授与の審議」に同じ。

4. 学位論文内容の公表

「Ⅱ. 課程博士 4. 学位論文内容の公表」に同じ。

附則

本要項は、2022 年 4 月 1 日より施行する。

付 1. 中間報告会

1. 中間報告の位置づけ

- 1) 中間報告合格を「特別研究」の単位取得要件とする。
- 2) 報告内容は、研究テーマに関する学術的背景や研究目的、学位論文完成までの研究計画の詳細、研究遂行状況、研究成果の公表計画等とする。
- 3) 報告書を含め発表内容について多方面からの評価を実施する。発表内容が不十分な場合には再発表を行う。
- 4) 中間報告会は、8月と2月に実施する。
- 5) 前期課程は1回、後期課程は2回の中間報告を行う。
- 6) 全ての報告は、修了を希望する月の6カ月前までに合格しなければならない。

2. 中間報告会申請書の提出

中間報告を行う場合は、下記の書類を学生グループへ提出する。

- ① 中間報告申請書（様式5）
- ② 中間報告書（両面印刷・ホチキス止めしたもの1部及びPDFファイル）
- ③ 中間報告要旨データ（A4版×1/2・600字程度のWordファイル）

注）②③の電子データはパスワードを設定し、教務担当宛に（CCに指導教員，主査，副査を加えて）メール添付で提出する。

2月に報告を希望する者は1月，8月に報告を希望する者は7月の本研究科が定める期日までに前記の申請書類を提出する。

3. 中間報告書の作成方法について

(1) 形式

中間報告書はA4版横書き6頁以内とし、Wordを用いて作成すること。

- ・ 「題 目」：MS ゴシック（英文の場合は Arial） 12 ポイント
- ・ 「氏名等」（領域名，氏名），「指導教員」：MS 明朝 11 ポイント
- ・ 「本 文」：MS 明朝（英文の場合は Times New Roman）11 ポイント
- ・ 「行数」：36 行（文字数指定なし）
- ・ 「余白」：上 35mm，右 30mm，左 30mm，下 30mm。
- ・ 句読点は，。 を使用する。
- ・ 文献の記載は，総合リハビリテーション学紀要「Journal of Rehabilitation and Health Science」の記載要領とする。（最新号を参照すること。）

(2) 記載内容

冒頭にタイトルと指導者名を記載した上で、適宜文献を引用しつつ記述する。項目は、緒言、計画・方法、結果及び考察、文献とする。

4. 発表方法について

- ・ 発表は PC プレゼンテーションにより行う。
- ・ 発表時間は 1 題当たり約 20 分（約 8 分間の質疑応答を含む）とする。
- ・ 図表は見やすいものを作成すること。スライド枚数の制限はない。
- ・ 発表中の PC 操作は、発表者が各自で行う。

5.配布資料

- 当日の発表プログラムと中間報告要旨を当日の配布資料とする。
- 配布資料は研究科教務にて作成する。

6.秘密保持誓約書

- 中間報告会に参加する者は「秘密保持誓約書（様式 19）」の提出が必要である。

付 2．公聴会（最終試験）

1.本研究科における公聴会の位置づけ

学位審査の最終試験として実施する。

公聴会は 8 月と 2 月に開催する。

2.発表方法について

- 発表は PC プレゼンテーションにより行う。
- 発表時間は 1 題当たり博士前期課程は約 25 分，博士後期課程は約 40 分とし，それぞれ約 10 分間の質疑応答を含む。
- 図表は見やすいものを作成すること。スライド枚数の制限はない。
- 発表中の PC 操作は，発表者が各自で行う。

3.配布資料

- 当日の発表プログラムと論文内容要旨を当日の配布資料とする。
- 配布資料は研究科教務にて作成する。

6.秘密保持誓約書

- 公聴会に参加する者は「秘密保持誓約書（様式 19）」の提出が必要である。